

受動喫煙防止対策強化措置に関する意見書

たばこ事業は、たばこ事業法等に基づき運営され、たばこ税については、国や地方自治体の重要な一般財源である。しかし、2016年10月に厚生労働省から公表された「受動喫煙防止対策の強化について（たたき台）」における受動喫煙防止対策は、業界がこれまで推進してきた取り組みが無駄になるような厳格な規制を設定しており、大きな懸念を抱いている。

沖縄県の葉たばこ耕作については、販売高39億円を誇る全国有数の一大産地であるとともに、地域農業、特に離島地域を支える重要な基幹作物の一つと位置づけられており、零細かつ経済的基盤の弱いたばこ卸売店・販売店ではあるが、平成26年度の沖縄県のたばこ税は、県税17億円、市町村税108億円になるなど販売を通じて財政に多大な寄与をしている。また、たばこ耕作組合とたばこ卸売・販売組合は喫煙環境の維持・向上に努めている。

さらに、飲食・宿泊・観光事業等においては喫煙を望む利用者が多い状況下で分煙措置に努める等、喫煙環境の維持・向上を自主的に進めている中、本格措置が実施されれば、たばこ農家、たばこ卸売店、販売及び飲食・宿泊・観光産業等の経営にも多大な影響がある。

このように強化措置は多方面にわたって甚大な影響を与えるおそれがある。については、下記事項について配慮するよう要請する。

記

- 1 分煙環境の整備に努め受動喫煙防止対策を講じるとともに、喫煙環境の維持に配慮すること。
- 2 飲食・宿泊・観光事業等のサービス業を営む事業者への措置については、十分に配慮すること。
- 3 葉たばこ耕作の振興及びたばこ農家の経営に多大な影響を及ぼさないよう配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月22日

沖 縄 県 議 会

厚生労働大臣 宛て